

防人考：論説

著者	武藤, 虎太
雑誌名	龍南會雜誌
巻	90
ページ	1-11
発行年	1902-02-15
URL	http://hdl.handle.net/2298/5294

龍南會雜談第九拾號

論 說

防 人 考

教 授 武 藤 虎 太

皇威の八紘に輝くや邈し。素盞鳴尊は其子五十猛神を率て新羅を治め。稻氷命亦新羅の主として治化を施し。其弟御毛沼命は常世國に治し。而して大國主尊は韓國に赴き給へり。是時に方り外人の既に歸化せる者亦之れ有り。諸を史乘に徵するに。當時朝鮮の江原慶尙二道より。對馬海峽に迫るまで。殆ど本邦の版圖内にして。彼我の來往最も頻繁なりしを見る。降て皇祖基を瘠め給ふや。亦先づ鼎を日向に奠め給ふ。古事記に此地向韓國真來通笠沙之御前。而朝日之直刺國。夕日之百照國也と見へ。韓國に向ふは朝鮮渡海に便にして。朝日之直刺は東方中州を治むるに便なり。而して夕日之日照は常世國に向ふに由るか。其遠く外邦を綏撫し八紘を統御し給へるの鴻業偉績。亦當に窺知るを得へきなり。

崇神朝に至り。内は四道に將軍を派遣して國內を綏撫し。外は田道間守を唐土に派して。外蕃を光被し給ふ。當時任那新羅と己汝の地を争ひ。遂に鎮將を乞ふ。鹽乘津彥斧鉞を奉して任に赴く。實に任那日本府の創始なり。斯て新羅は其勢益滋蔓して跋扈驕梁を逞くし。而して内には熊襲の叛旗

を翻すあり。一旦日本武尊の斧鉞に伏せしも。仲哀朝又叛す。神功皇后赫然震怒し給ひ。一舉して其の禍根を断たんと欲し。先帝の喪を秘して發せず。急に我艦を熾し。旌旗空を蔽ひ。鼓吹天を震ひ。一たび怒て新羅降を乞ひ。高麗百濟亦風を望で迎へ降る。乃ち内官家を定め給ふ。是に於て三韓悉く懾服し。鴨綠以東又た立草無きに至り。大矢田宿禰を留めて鎮守府將軍と爲し。調貢年々八十艘。定て常例と爲す。是より三韓の船舶帆々相望み。朝貢嘗て怠らず。而して武内大臣自ら筑紫に在りて。遙に任那の日本府を管し。武庫港には新羅以下亭館を設け。天皇は灘波に皇居を設けて。樓頭遙に蕃船の入貢を望み。朝覲を受け給ふ。英氣颯爽威武維揚。境域殆んど舊に復す。

然れども星霜を閱するの久しき。世事漸く繁く。且や本邦派遣の官吏。駕御或は宣を得ず。陪冥の裡背叛の萌蘗を養ひ。應神朝一旦之を責め給ひしも。仁徳朝に至ては遂に朝貢を納れず。雄略朝に至り大詔煥發。將士任に赴きしも。危惧懷疑殆ど使命を全する能はず。新羅高麗先づ叛き。百濟亦尋て朝貢を怠るに至れり。况や任那は上哆唎の地を削らして益々弱小と爲り。日本府の威令遂に行はれず。宣北朝官家を筑紫の那の津（今の筑前國那珂郡博多港）に徙し。重臣を遣はして政務を見。以て三韓に備へしめ給ひしより。博多は茲に内外船舶輻湊の地たるに至れり。固より筑紫の地たる西邊に僻し。蕃國の朝貢。遐邇の輻湊。自ら中外の關門たるに由ると雖も。然れども從來海を越へ吏を遣はして統御せしに。今や自ら官衙を退け。内地に據て遙に外邦を制せんと欲し。高城深池以て之に備るに至ては。古今勢威の消長亦實に太甚からずや。此那の津の官家ころ後世太宰府の濫觴なれ。但し其淵源は實に武内大臣の筑紫鎮守に發し。其の來る所は即ち遠く任那府に基けりと云べ

欽明朝に至り新羅遂に任那の屯倉を滅し。神功皇后の創設以來且つ三百二十三年。遂に一敗又興らず。天皇震怒。皇太子を召して厚く新羅討征を託し給ひ。叡旨を奉じて敏達帝は日羅を召し。徐ろに恢復を謀り給ひ。崇峻朝群臣に詔し兵を筑紫に發し給ひしも。明年帝崩し征韓の事遂に止む。是より益退守主義を執り太宰府の創建も或は此際に在らんかと云ふ。自時厥後百濟獨り我に服事し亦好を修め隋俘を獻せしこと有りしも。齊明朝には新羅唐兵を藉り百濟高麗を滅せり。乃ち朝倉宮に幸し大に援軍を發遣し給ひしも。氏禮城の一戰皇師利あらず。百濟の遺民を擧げて我内地に移し。唐には使を遣はして厚く交誼を修め。天智朝以後は一に外國防禦に着手し給ふに至れり。是に於てか防人の事あり。孝徳朝其制既に始まりしも。是に至り益其心要を感じ。新に水城を築き。壹岐對馬に防人を置き。太宰府を以て九國二島防備の府と爲す。神功攝政より此に至るまで實に四百六十四年。時勢の變。人事の遷。遂に彼我全く攻守の勢を異にするに至れり。是れ豈に本邦外交史上の一大關鍵に非すや。

防人の起原

防人の名の始て史上に見はれたるは。孝徳紀に在り。帝紀二年。初修京師畿内國司郡司。關塞防人驛馬傳馬之制とあり。唐書六典等に邊要置防人爲鎮守と。又令義解には守邊者名防人とあり。之をサキモリと訓す。和訓栞には防人は崎守の義。筑紫の海の崎々を守るを以て名るなるべし。よて島守と書てサキモリと訓めりと解せり。固より西邊の崎岬を守りて外寇に備ふるに外ならざるも。防人を以て直に崎守又は島守とするは如何あるべき。或は國家の邊疆を防_{フセキモル}守するより。フセギマモル_{フセキモル}を約してセキモリと云ひしを。音便に依りてサキモリと訓するに至りしには非るか。要するに本邦の國たる

四面環海。上古以來支那三韓との交渉益頻繁なるに従ひ。邊要の事最も其急務たる勿論なれば。大化改革の際。内外の制度先例を考へ。現世に徴し將來に慮り。一種要塞兵の制を掬め給ひしなるべし。

然るに後世に及び内外事多く。殊に三韓に於ては本邦の駕御或は宜きを得ずして。往々背叛者を出し。而して有唐は虎視眈々。牙を其後へに鳴らし。隙を窺ひ機に乗せんとする勢なるを以て。天智朝防燈を壹岐對馬及び筑紫に設け給ひしより。防人の制愈完備するに至れり。

然れども是れ特に防人の名の史上に見はれたる以後の事のみ。是より先宣化朝官家を筑紫の那の津に遷して三韓に備へしめ。欽明朝十七年正月。筑紫の火君を遣はし。勇士一千を率て彌氏に衛送し。由て津路要害の地を守らしめ給ひしことあり。是れ實に外國の爲に要衝の地に備ふるの始めにして。所謂防人も或は是等に起因せるか。凡そ法制の成るは一朝一夕の故に非ず。且つや其慣例故格に待つもの亦尠からざれば。防人の如き其名は後世に見ゆるも。其實に至ては夙に行はれたるには非るか。

防人の徴發及び其交替

防人に關する制度の完備せしことは。主として大寶令に於て之を見る。大寶令は元正朝に刊修重撰せられたるも。其淵源は遠く孝德朝に在り。されば防人の制度に關する事も。歷代の間斟酌損益せしもの有るべく。強ちに唐の永徽令等にのみ據りしには非るべし。

大寶令軍防の制は。凡て兵士を分て二種と爲し。其京師に宿衛するものと衛士と稱し。邊陲を守るものを防人と名け。其期は衛士一年。防人三年とし。歸郷の日は勤務年數に従ひ。國內の番役を免

す。其儀等を徵發するには兄弟父子併せ遣るを禁す。若し祖父父母老疾にて侍養を要するか。家に兼丁無れば之を免す。然れども防人は猶短期の屯田兵の如きを以て。若し家人奴婢及び牛馬等を伴ひ行かんと欲するものは之を聽るす。是を其征人に非る故なり。されば其防に在るや守備の暇に於て播種耕作を許す。其土地は防人の多少に准し。附近空閑の地を給與す。耕作に要する馬匹等は一切官に仰ぎ。収むる所の苗子は年々數を録し。朝集使に附して太政官に申告することとせり。其平生に於ては十日に一日の休暇を給し。疾病のものあれば醫藥を給ひ。火(組合を云ふ)内の一人をして看護の勞を執らしむ。

若し防人程に上り。途中に於て百姓を侵犯し。田畝を損害し。桑漆を斫伐するものあれば。國郡狀を録して官に告げしむ。之が引率者たるもの亦法に由て罪科に處せらる。其罪徒刑に相當すれば其地の令に附して徒役せしめ。罪狀軽くして徒に至らざるものは。便宜裁決して發遣せしむ。若し徒以上の重罪に當るものは。更に之を補することとせり。

防人を統御するに防人司あり。太宰府に隸屬して以て事務を執る。司に正一人(正七位上)防人の名帳戎具敎閱及び食料田地等の事を掌り。佑一人(正八位上)令史一人(大初位下)主船一人(正八位上)舟楫の修理を掌り。主厨一人(正八位上)醢醢鹽齏菹醬豉鮭鱠等の事を掌る。外に史生二十人あり。是れ大寶令に規定せる官制大略なり。後世嵯峨朝の弘仁十四年には。主厨主船を廢して更に大主城(正七位上)二人を置き。仁明朝承和七年。主城を減して一人(正八位上)とし。復ひ主厨主船各二人を置き。其主船は唐の通詞を掌らしむることとなれり。

防人の發送に際し。其數一千に滿れば内舍人を遣はして部領せしめ。其攝津に至るまでは。皆國司

をして戎具體格等を檢閲せしめ。一旦津港を發すれば專使部領して太宰府に附す。後元明朝和銅六年に至り專使の發遣は驅使交錯人馬俱疲の弊ありとて遂に之を遞送することよなれり。此際防人は各私糧を齎らし。津港を發すれば公糧を給せらる。斯て新防人將に任地に着せんとするや。所在の官司豫め部署を行ひ。新防人到着後一日。新舊の分布交替を行ふ。其守備の場所。耕種の土地は。毎季交代して不公平無らしむ。

抑も防人の任に赴くや。縦令ひ途中病役或は逃亡するも。之を補はざるの規定なるを以て。新舊交替の際。其數欠乏すとも更に舊防人を留むるを禁ず。則ち一旦交替期に至れば。舊防人は悉く歸休するなり。

さて防人徵發若くは歸休の際。途中疾病に罹り行歩に堪へざる時は。附近國郡に附して糧食醫藥を給し。其全快を待て防に向ふものは太宰府に發遣し。(若し病狀沈篤なれば便宜退却を許す)。歸休者は其本貫に送附す。不幸にして身死すれば。攝津以西に於ては便宜火葬し。山城以東に於ては。其本屬に告げ若し來らざれば亦火葬す。此際所持の財物は。攝津以西に於ては。兵部に申告して其本家に送還し。山城以東なれば便宜本屬に送り。兵部には唯其死狀を錄送するのみ。其山城攝津に由て東西を別ちたるは。防人の徵發國が東方に限れるを以て。土地の便否。運送の難易に由り。自然其區別を立てたるなるべし。然らば其徵發地は果して何れの地方に限れるか。

防人徵發の地方

防人徵發の地方は。概言すれば關東地方なりとす。是れ其地方人士。古より剛毅果敢の稱あるを以てなるか。萬葉集に大伴家持の防人惜別の歌を載せて曰く。(今便宜の爲に特に假字に譯す)

天皇の^{スベラキ}とほの朝廷^{ミカド}と不知火の筑紫の國はあだまもる。をさへの城^キぞと聞食。四方の國は人さはに満ちてはあれど。鳥が啼く東國男子^{アツマコノコ}はいたむかひ。顧みせずて勇みたる。猛き軍ぞと。ねぎたまひ云々

とあるは。略々其の徴發の理由を知るに足るべし。今同書所載の歌に依て其地方を擧れば

- | | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|
| 遠江國 | 長下郡 | 鹿玉郡 | 山名郡 | 佐野郡 |
| 相摸國 | 足下郡 | 鎌倉郡 | | |
| 駿河國 | 有度郡 | | | |
| 上總國 | 望陀郡 | 天羽郡 | 朝比奈郡 | 長狹郡 |
| | 市原郡 | 種沘郡 | | 長柄郡 |
| 常陸國 | 茨城郡 | 志太郡 | 久慈郡 | 那珂郡 |
| 下野國 | 寒川郡 | 都賀郡 | 足利郡 | 梁田郡 |
| 下總國 | 海上郡 | 葛飾郡 | 結城郡 | 千葉郡 |
| | 相馬郡 | | | 印幡郡 |
| | | | | 猿島郡 |
| 信濃國 | 少縣郡 | 埴科郡 | | 埴生郡 |
| 武藏國 | 那珂郡 | 秩父郡 | 荏原郡 | 豐島郡 |
| | | | | 橘樹郡 |
| | | | | 都筑郡 |
| | | | | 崎玉郡 |

以上は唯萬葉集に散見せるものを臚列したのみ。而も其集に上らざるもの頗る多らん。但東海東山三道の中。伊勢美濃は關國。陸奥出羽は邊要なるを以て。防人にあてられさりしものと如し。又東大寺正倉院文書にも。東國の兵士を差して配戎せしむとあり。天平十年駿河國正稅帳に

伊豆國二十二入

甲斐國三十九入

相摸國二百三十入

下総國二百七十入

安房國三十三入

上総國二百二十三入

常陸國二百六十五入

合計一千八十二入

とあり。當時東國より差遣せる兵數。亦概見すべきなり。軍防令講議に。薩摩國穎娃郡穎娃郷士の祖先を問ひしに。「坂東に更に知ること無き高望王の六男平長持の裔多し。是れ蓋し防人又は防人司に役せられし兵士の子孫ならんかと思はる」云々と見へたるも。東國人士徵發の實を證すべきか。願ふに男子一たび策を挺して父母の郷を去り。遠く雲山千里の外。邊陲の防禦に向ふ。英氣勃々たるもの有りど雖も。然れども外寇の測られざる。病痾の時ならざる。征夫の心を痛ましむるもの果して幾何ぞ。況や東奥西海。相距る僅に數百里の地なるも。當時交通未だ開けず。闕を出るさへ町寧に婢子を顧み。刺々として語尙盡きざるの有様なるに。今や天涯地角其居を異にす。西海の山。筑紫の水。其れ幾何か斷腸の感を興さざらん。萬葉集に大伴家持の歌を載す曰く

鳥が鳴く東國男子のつまわかれ悲しくありけむ。としのをながみ。

今替る新防人が船出する。海原の上に。波な咲きろね。

下総國防人部領使。犬養宿禰淨人の歌に

大君の命^{ミコト}畏み。つまわかれ。悲しくはあれど丈夫の情^{コト}振起し取装ひ門出をすれば。たらちねの母搔き撫で。若草のつまは取つき平けく。吾は祝はむ好去而。早還り來と。まろでもち。涙を拭ひ。むせびつゝ。言語^{コト}すれば群鳥の云々

此餘同書載する所數十首。皆防人贈答の悲歌にして。一讀悽然征夫の情切にして。父母妻子纏綿措

く能はざるの狀。自ら言外に溢る。是に於て聖武朝天平二年九月。一旦諸國の防人を廢し。尋て九年九月別に筑紫の人を差して。壹岐對馬を守らしめ給ふに至れり。而も其實際に至ては尙舊慣に依り。未だ全く停廢せざりしと見へ。孝謙朝天平寶字元年八月特に勅を發し。「太宰府の防人。頃年坂東諸國の兵士を差して發遣したるも。路次の國は是に由て調度供給に苦み。防人の産業も亦辨濟し難きに由り。自今以後西海道七國の兵士。合計一千人を差して防人司に充て。式に従ひ鎮戍せしめ。府に集るの口乃ち五教を習はしむへし」と命じ給へり。

是に於て一旦東國人の派遣を停廢せられしも。慣習の久しき。東人は自ら事に適し。且や勇敢果決の氣に富めるを以て。廢帝の天平寶字三年。太宰府四事を奏したる中に

一自罷東國防人邊戍廢壞萬一有變何以應猝請差發東人一如舊。

とあり。朝議遂に允されど。依然前令に據るべきこととなりしも。東人派遣の事は益々止み難きの事情ありしと見へ。稱徳朝に至り太宰府は復ひ上言して「寇を防ぎ邊を守るは。本と東國の軍に資る。敵を制し威を宣るは。唯に筑紫の兵のみならず。今筑前等六國の兵士を割て。防人と爲し。其餘の卒を以て分番上下せしむるも。兵精銳に非んは何を以て事を濟さん。請ふ東國の防人は舊に依て配成せん」と陳情せしも。朝廷は。陸奥の城柵を修理するに。多く東國の力役を要すればとて。盡く其請を允す能はず。唯東國の防人にして尙筑紫に留るものは。盡く檢括配成せしめて。以て筑紫人の一部を歸體せしめ。常に三千の防人を備ふべく。若し數に満たされば則ち東人を差點することをも命じ給へり。是に於て聊か東國の勞を紓め。又西邊の兵を足すを得。頗る事の宜に適し。爾後暫く此制に據れり。

光仁朝寶龜四年に至り。出羽の俘囚三百五十八人を。太宰管内及び讃岐國に配し給ふ。其果して防人に充てたるや明記なしと雖も。平城朝大同元年の勅に。去年置く所の防人四百十一人を廢し。別に近江の夷俘六百四十人を府に遷し。以て防人に充て。每國掾一人専ら其事を擔當し。驅使勘當。情を察し宜に従はしめ玉ひしを見れば。寶龜年間の俘囚も亦蓋し防人に充てたるには非るか。是に於てか要塞の防備を以て夷俘に任ずるに至れり。亦以て古今の變を觀るべきなり。

其後。醍醐朝天長五年。延喜式成る。其中に凡う壹岐對馬の防人は。太宰府官事を量り。所部諸國百姓の強健なるものを差し。番を作り守を爲さしむることを載す。然れども貞觀以後太平日久しく。海波を擧げざる數十年。文恬武熙。上下交も宴安に耽り。冥々の裡天慶の亂を孕み。遂に保平以後武門專權の萌蘗を助長し。防人の制又見る可らざるに至れり。浩嘆に堪ゆ可んや。

防人の食糧

防人の防に在るや。其多少を量りて四邊空閑の地を給し。牛馬を供し種苗を與へ。水土の宜に従て播種耕作。以て其食糧に供せり。是れ實に大寶令の規定する所なり。然れども後世に至り。防人の防備は殆ど對馬に限られたるもの如く。降て延喜の頃に至ては。筑前筑後肥前肥後豊前豊後六國より。毎年穀二千石を對馬島に運搬し。以て島司及び防人等の糧に充てしめ。其部領の船賃杖抄。水手功糧等は並に正税を用ることゝなれり。各國の負擔定額は肥後四百石。其餘五國は各三百二十石の制なり。運搬の方法は。延曆以前は六國邊に年糧を壹岐に輸し。更に對馬に轉運することゝせんも。大同以後は其制廢して。六國より直に對馬に運送するに至れり。然れども當時舟楫の利未だ備はらず。風伯怒て船舶往々覆没を蒙り。民人の困厄尠からず。寶龜年中。壹岐掾上村墨繩等の年

糧を對馬に送るや。海上颶風に遭ひ。人畜糧穀盡く漂失するに至れりと云ふ。されば清和朝貞觀十八年。在原行平太宰權帥と爲るや。上奏して「自古來舟航艱難。歲中漂沒。十之六七。故運輸之國。人民太減。檢領之島。糧儲常空」と云ふに至れり。抑も當時管下六國より一歲運ぶ所の防人年糧は。穀二千石外に運搬に要する雜用料穀。綱丁柁工水手等の糧穀。亦穎三万四千五十束以上に達す而も壹岐島の如きは課丁二千人。皆油雜穀等を朝廷に進むるの制なり。況や壹岐は口分田の外尙水田一百町あり。之を耕して直に對馬に送らば。其運搬の利便將た幾何ぞや。是に於て在原行平は。從來壹岐より貢せる雜油雜穀は。六國より代輸し。壹岐島産額を以て防人の年糧に充てんとの議を奏し。朝廷も二年間を限り。試に行ふべしと令し給ひしも。其事遂に行はれず。元慶三年に至り。太宰府は更に奏して。壹岐の營田其利少く。轉漕亦困難なるを以て。營田を廢し。舊に依り六國の正税を運漕せんことを請ふに至りしも。是より後海防漸く衰へ。史乘徵するに由無し。以上防人の制度一般に涉り。其大要を叙述したり。然らば其實際に於る功績は如何なりしか。そは更に後篇に於て之を叙述すべし

(前篇完結)

詩人的英雄

教授 兒島 獻 吉 郎

滔々たる今の天下、何ぞ詩人の多きや、何ぞ英雄の多きや、しかも其詩人の過半は僞詩人なり、其英雄の多數は僞英雄なり、僞詩人は文學の蠱なり、僞英雄は國家の賊なり、

蓋し詩人の頭腦は眞美ならざるべからず、純善ならざるべからず、然るに今の僞詩人は心事陋劣に